

(質問)

県立高等学校の学生ですが、災害を受けた場合の授業料の減免について教えてください。

(回答)

天災その他の不慮の災害を受けたため、修学困難と認められる生徒に対しては、期間を定めて授業料を減免することができます。

災害を受けた場合は、各県立高等学校の事務室に相談してください。

(参考) 山梨県立学校授業料、入学料及び入学審査料条例第5条の2
山梨県立学校授業料及び入学料減免施行規程

(問い合わせ先)

連 絡 先	山梨県教育委員会高校教育課
担 当	管理奨学担当
電 話	055(223)1769
F A X	055(223)1768
E-mail	koukoukyo@pref.yamanashi.jp